

税務課

1 税制改正

地方税法の一部改正等により、税条例に係る次の事項を施行した。

(1) 市税共通

事業収入等が減少した場合の徴収猶予の特例を追加した。

(2) 個人住民税関係

ア 寡婦、寡夫及び単身児童扶養者に対する非課税措置について、寡夫及び単身児童扶養者を対象から除き、ひとり親を対象に加えた。

イ 所得割の納税義務者が一定の入場料金等の払戻請求権を放棄した場合に、放棄した払戻請求権の価額に相当する金額(20万円を上限)を寄附したものと寄附金税額控除の対象とした。

ウ 所得割の納税義務者が、令和2年中の所得税につき、法に規定する条件に該当する場合の住宅借入金等特別控除の特例として適用期間を令和16年まで延長した。

エ 都市計画区域内にある低未利用土地又は当該土地の上に存する権利について、一定の要件を満たす譲渡を行った場合に、特例措置として控除の適用を受けることができるものとした。

(3) 固定資産税関係

ア 調査を尽くしても固定資産の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとした。

イ 納税義務者となる不動産登記簿上の所有者が死亡した場合は、現所有者(相続人等)は、賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないこととした。

ウ 中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する償却資産及び事業用家屋に対して課する令和3年度分の固定資産税の課税標準について、事業収入等の減少の程度に応じて2分の1又は全額を軽減した。

エ 中小事業者等が令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物の課税標準額について、課税されることとなった年度から3年間零とした。

(4) 軽自動車税関係

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置の適用期間を6ヵ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とした。

(5) たばこ税関係

軽量な葉巻たばこ(1本あたりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とした。

2 条例改正

マイナンバーカードを利用した多機能端末器による証明書発行に係る手数料を引き下げたことにより、三木市手数料条例を改正した。

3 課税状況

(1) 個人市民税

ア 市民税納税義務者等状況 (「市町村課税状況等の調」による。令和2年7月1日現在)

所得者区分	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (人)
	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	
給与所得者	28,769	100,692	26,701	2,899,211	28,769
営業等所得者	1,661	5,814	1,359	172,497	1,661
農業所得者	119	417	87	7,566	119
その他の所得者	8,294	29,029	6,388	400,780	8,294
家屋敷等のみ	48	168			48
合 計	38,891	136,120	34,535	3,480,054	38,891

イ 市民税課税標準段階別所得割額等状況

(「市町村課税状況等の調」による。令和2年7月1日現在)

課税標準額の段階	納税義務者数 (人)	構成割合 (%)	所得割額 (千円)	構成割合 (%)
10万円 以下の金額	1,714	5.0	19,135	0.6
10万円 を超え 100万円 以下	12,504	36.2	372,454	10.7
100万円 を超え 200万円 以下	10,223	29.6	827,670	23.8
200万円 " 300万円 "	5,082	14.7	700,149	20.1
300万円 " 400万円 "	2,383	6.9	474,763	13.6
400万円 " 550万円 "	1,531	4.4	406,340	11.7
550万円 " 700万円 "	418	1.2	147,671	4.2
700万円 " 1,000万円 "	338	1.0	163,405	4.7
1,000万円 を超える金額	342	1.0	368,467	10.6
合 計	34,535	100.0	3,480,054	100.0

(2) 法人市民税

ア 課税対象法人数

(「市町村課税状況等の調」による。令和2年7月1日現在)

資本金等による区分	従業者数	納税義務者数(団体)	構成割合(%)
50億円を超えるもの	50人超	12	0.6
10億円を超え50億円以下のもの	50人超	9	0.5
10億円を超えるもの	50人以下	100	5.1
1億円を超え10億円以下のもの	50人超	12	0.6
	50人以下	68	3.4
1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	44	2.2
	50人以下	371	18.8
1千万円以下のもの	50人超	8	0.4
	50人以下	1,350	68.4
法 人 で な い 社 団 等		0	0.0
合 計		1,974	100.0

イ 調定額(現年課税分)

(令和3年3月末日現在)

均等割額(円)	法人税割額(円)	計(円)
218,885,800	514,128,100	733,013,900

(3) 固定資産税

ア 土地（法定免税点以上のもの）

（「土地に関する概要調書」による。令和２年１月１日現在）

区 分	納税義務者（人）	地積（㎡）	決定価格（千円）	課税標準額（千円）
田		29,817,078	8,256,025	6,243,541
畑		2,657,457	555,301	321,762
宅 地		14,302,830	245,268,715	93,354,337
鉱泉地		4	7	7
山 林		30,225,009	399,511	399,511
牧 場		15,622	897	897
原 野		3,632,395	38,060	38,021
雑種地		24,937,204	38,135,536	26,354,650
計	28,339	105,587,599	292,654,052	126,712,726

イ 家屋（法定免税点以上のもの）

（「家屋に関する概要調書」による。令和２年１月１日現在）

区 分	納税義務者数（人）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）
木 造		36,974	3,200,500	62,725,052
非木造		17,368	3,330,746	109,608,899
計	27,683	54,342	6,531,246	172,333,951

うち新增築分

（「家屋に関する概要調書」による。令和２年１月１日現在）

区 分	納税義務者数（人）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）
木 造		215	23,833	1,850,623
非木造		94	61,974	3,989,641

ウ 償却資産（法定免税点以上のもの）

（「償却資産に関する概要調書」による。令和２年１月１日現在）

区 分	納税義務者数（人）	決定価格（千円）	課税標準額（千円）
市長が価格等の決定を行うもの	1,210	79,372,552	75,804,010
法第389条関係	7	20,480,419	19,702,853
計	1,217	99,852,971	95,506,863

エ 国有資産等所在市町村交付金

（「国有資産等所在市町村交付金に関する概要調書」による。令和２年１月１日現在）

区 分	交付者数	台帳価格（円）	算定標準額（円）	交付金額（円）
土 地		1,758,490,105	1,253,499,000	17,548,800
家 屋		1,788,378,758	918,680,000	12,861,400
償却資産		11,731,944,050	11,725,334,000	164,154,700
計	5 団体	15,278,812,913	13,897,513,000	194,564,900

(4) 軽自動車税

（「市町村課税状況等の調」による。令和２年４月１日現在）

区 分	台数（台）	税率（円）	調定額（千円）
原 自 動 転 機 車 付	50cc以下	3,949	2,000
	51cc～90cc	270	2,000
	91cc～125cc	1,024	2,400
	ミニカー	42	3,700
	小 計	5,285	11,051

軽自動車	二輪車(含側車)			1, 078	3, 600	3, 881
	三輪車			0	3, 100	0
	四輪車	旧税率	乗用（営業用）	2	5, 500	11
			乗用（自家用）	9, 326	7, 200	67, 147
			貨物用（営業用）	86	3, 000	258
			貨物用（自家用）	2, 421	4, 000	9, 684
		新税率	乗用（営業用）	0	6, 900	0
			乗用（自家用）	5, 444	10, 800	58, 795
			貨物用（営業用）	43	3, 800	163
			貨物用（自家用）	1, 642	5, 000	8, 210
		重課	乗用（営業用）	0	8, 200	0
			乗用（自家用）	4, 074	12, 900	52, 555
			貨物用（営業用）	33	4, 500	149
			貨物用（自家用）	2, 562	6, 000	15, 372
		75%軽課	乗用（営業用）	0	1, 800	0
			乗用（自家用）	0	2, 700	0
			貨物用（営業用）	0	1, 000	0
			貨物用（自家用）	0	1, 300	0
		50%軽課	乗用（営業用）	0	3, 500	0
			乗用（自家用）	201	5, 400	1, 085
			貨物用（営業用）	0	1, 900	0
			貨物用（自家用）	0	2, 500	0
		25%軽課	乗用（営業用）	0	5, 200	0
			乗用（自家用）	1, 086	8, 100	8, 797
			貨物用（営業用）	5	2, 900	15
			貨物用（自家用）	40	3, 800	152
	小 計			28, 043		226, 274
小特 型殊	農耕作業用			2, 268	2, 400	5, 443
	その他作業用			159	5, 900	938
	小 計			2, 427		6, 381
二輪の小型自動車				1, 071	6, 000	6, 426
合 計				36, 826		250, 132

(5) 市たばこ税 (令和2年4月～令和3年3月調定)

期 間	税 率	売渡し本数 (本)	税 額 (円)
～令和2年9月	5,692円/1,000本	52,808,545	300,586,239
令和2年10月～	6,122円/1,000本	31,157,783	190,747,946
計		83,966,328	491,334,185
手持品課税	税 率	手持本数 (本)	税 額 (円)
令和2年10月1日時点	430円/1,000本	4,286,561	1,846,391
市たばこ税 合計			493,180,576

(6) 都市計画税 (法定免税点以上のもの)

(「都市計画税に関する調」による。令和2年1月1日現在)

区 分	納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)
土 地	19,093	93,213,658
家 屋	19,000	107,518,472
計	(実数) 22,484	200,732,130

(7) 入湯税 (令和2年4月～令和3年3月調定)

ア 入湯者数

入湯者数 合計（人）	課 税 人 数（人）			課 税 免 除 人 数（人）		
	計	宿 泊	日帰り	計	小学生以下	学校行事等
389,560	338,445	66,916	271,529	51,115	51,115	0

イ 入湯税額

	税率（円）	税額（円）
宿 泊	150	10,037,400
日帰り	50	13,576,450
計		23,613,850

4 収入の状況

（単位：円，％）

区 分	調定額（A）	収入済額（B）	不納欠損額	収入未済額	徴収率 B/A
1 市民税	4,567,471,678	4,406,749,244	10,458,652	150,263,782	96.5
個人 現年課税分	3,682,393,937	3,635,758,491	791,030	45,844,416	98.7
〃 滞納繰越分	136,878,415	39,661,739	8,875,982	88,340,694	29.0
法人 現年課税分	733,013,900	729,131,200	0	3,882,700	99.5
〃 滞納繰越分	15,185,426	2,197,814	791,640	12,195,972	14.5
2 固定資産税	5,845,874,489	5,536,750,570	10,206,709	298,917,210	94.7
純固定資産税	5,651,309,589	5,342,185,670	10,206,709	298,917,210	94.5
現年課税分	5,455,144,900	5,286,204,556	1,103,197	167,837,147	96.9
滞納繰越分	196,164,689	55,981,114	9,103,512	131,080,063	28.5
国有資産等所在市町村交付金	194,564,900	194,564,900	0	0	100.0
3 軽自動車税	273,423,693	256,965,532	1,457,800	15,000,361	94.0
種別割	263,872,593	247,414,432	1,457,800	15,000,361	93.8
現年課税分	248,179,500	243,715,465	117,600	4,346,435	98.2
滞納繰越分	15,693,093	3,698,967	1,340,200	10,653,926	23.6
環境性能割	9,551,100	9,551,100	0	0	100.0
4 市たばこ税	493,180,576	493,180,576	0	0	100.0
5 都市計画税	618,649,406	586,272,120	1,015,617	31,361,669	94.8
現年課税分	599,377,000	580,772,010	121,203	18,483,787	96.9
滞納繰越分	19,272,406	5,500,110	894,414	12,877,882	28.5
6 入湯税	23,613,850	23,613,850	0	0	100.0
一般会計 市税 計	11,822,213,692	11,303,531,892	23,138,778	495,543,022	95.6
現年課税分	11,439,019,663	11,196,492,148	2,133,030	240,394,485	97.9
滞納繰越分	383,194,029	107,039,744	21,005,748	255,148,537	27.9
7 利子割交付金	11,117,000	11,117,000			100.0
8 配当割交付金	62,286,000	62,286,000			100.0
9 株式等譲渡割交付金	71,911,000	71,911,000			100.0
10 地方消費税交付金	1,615,000,000	1,615,000,000			100.0
11 ゴルフ場利用税交付金	528,720,908	528,720,908			100.0
12 環境性能割交付金	30,659,403	30,659,403			100.0
交付金 計	2,319,694,311	2,319,694,311			100.0

（令和3年5月31日現在）

5 窓口事務

（1）諸証明発行、閲覧内訳

（単位：件）

区 分	納税証明		所得 証明	評価 証明	公課 証明	資産 証明	住宅用家屋証明	
	軽自	一般					72条の2	73・74条

上半期	1,917	1,554	6,401	1,512	335	0	54	68
下半期	2,147	1,104	3,194	1,434	258	0	41	56
年間計	4,064	2,658	9,595	2,946	593	0	95	124

区 分	軽自動車減免 受けない証明	国保 税額	営業 証明	その他 証 明	課税台帳 閲 覧	合 計
上半期	110	33	3	37	419	12,443
下半期	33	175	3	47	595	9,087
年間計	143	208	6	84	1,014	21,530

(2) 原動機付自転車登録等状況 (単位：件)

区 分	登 録	廃 車	その他	合 計
上半期	480	382	54	916
下半期	382	517	59	958
年間計	862	899	113	1,874

6 手数料等

月 別	諸 証 明 等		督 促	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
4	1,879	413,200	76	6,080
5	1,277	227,600	145	11,600
6	3,595	834,600	2,021	161,650
7	2,508	567,800	1,547	123,800
8	1,497	311,600	1,095	87,620
9	1,687	338,900	1,710	136,780
10	1,824	347,000	1,457	116,560
11	1,497	356,600	1,146	91,680
12	1,290	294,300	1,041	83,240
1	1,353	278,850	613	49,047
2	1,514	315,250	1,400	112,000
3	1,609	323,900	3,568	285,440
計	21,530	4,609,600	15,819	1,265,497

7 県民税の賦課徴収事務

(1) 県民税の課税及び徴収の状況 (単位：円，％)

区 分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額	未収入額	徴収率 B/A
計	2,543,844,590	2,448,034,881	6,438,767	89,370,942	96.2
現年課税分	2,452,679,763	2,421,617,952	526,870	30,534,941	98.7
滞納繰越分	91,164,827	26,416,929	5,911,897	58,836,001	29.0

(2) 県民税徴収事務取扱及び委託金

区 分	算 定 基 礎	乗 数	委託金の額 (円)
納 税 義 務 者 数	38,948 人	3,000 円	116,844,000

過 誤 納 還 付 金	9,832,359 円		3,930,976
還 付 加 算 金	10,400 円		4,157
配 割 株 割 還 付 分	2,392,587 円		2,392,587
納 税 通 知 書 等 の 数 (平成 18 年度以前分)	0 枚	60 円	0
払 込 税 額 (平成 18 年度以前分)	529,107 円	0.07	37,037
計			123,208,757

8 還付金事務

一般市税及び国民健康保険税の更正決定等に基づく還付

区 分	歳 出 還 付		歳 入 戻 出	
	件数 (件)	還付金・加算金 (円)	件数 (件)	還付金 (円)
一般市税等 計	1,429	39,600,804	3,207	39,689,130
個人市・県民税	1,204	15,546,524	2,764	19,624,887
法人市民税	173	22,955,900	174	14,605,280
固定資産・都市計画税	44	1,030,180	238	5,278,003
軽自動車税	8	68,200	31	180,960
国民健康保険税	312	5,660,300	2,358	26,639,280

9 その他の事務

(1) 収納チャンネルの拡充

クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォンアプリによる市税のオンライン決済を令和 3 年 4 月から導入するにあたり、契約、導入事務を行った。

(2) 広報活動

納税等に関する意識の高揚を図るため、次の活動を実施した。

ア 申告に関する指導と PR 活動

イ 「広報みき」による PR 活動

ウ 税理士による税務相談の実施（原則、偶数月の第 2 水曜日）

(3) 土曜開庁

毎月第 2 土曜日に開庁し、所得証明等の発行や収納事務を行った。

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者や、事業収入等が減少したものに対して、新たに規則を制定して国民健康保険税の減免を行った。

10 訟務関係

訴訟経過及び市の対応等

新規 1 件

【継続】令和3年（行ウ）第40号 固定資産税等賦課決定処分取消等請求事件

提訴日：令和2年7月23日

内容	当事者	訴訟経過・市の対応等
土地の課税に対し、住宅の住戸数の認定に起因した住宅用地の課税標準の特例適用に誤りがあるとし、固定資産税及び都市計画税（平成13年度～平成29年度）の賦課決定を取消し、過大賦課分の還付及び遅延損害金の支払いを求める訴訟。	【原告】 固定資産税等賦課決定処分の取消等を求める市民1人 【被告】 三木市	令和2年10月15日 口頭弁論 令和2年12月3日 弁論準備 令和3年2月18日 弁論準備 【訴訟費用等（令和2年度）】 裁判委託料（着手金） 550,000円